

広島市告示第 1 4 5 号

令和 7 年 3 月 2 8 日

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、河川と公園と相互に効用を兼ねる区域について、次のとおり一部を変更する協定を締結しました。

その関係図書は、広島市下水道局河川防災課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

名 称	位 置		兼用工作物	変更の内容
	上流端	下流端		
太田川水系 堀 川	広島市中区基町 1 番地の 1 2 地先	一級河川 旧太田川への 合流点	中央公園	別紙のとおり